

八雲町文書管理システム導入事業
プロポーザル実施要領

令和6年4月

八雲町

1 目的

現在、八雲町（以下「本町」という。）の内部事務は紙を主体として行われているところであるが、国・道を含む外部から送付される文書の多くは電子メールへの添付ファイルに置き換わっており、これを都度印刷したうえで押印により決裁を行い、完了後は紙ファイルに綴って保管するといった一連の業務フローは、現在においては非効率な状況となっている。

本事業は、そのような業務フローを根底から改革するもので、文書管理システムを導入することにより文書は原則電子化のうえ一元管理し、決裁は特別な事情がない限りシステム上で行うことにより、業務の効率化を図ろうとするものである。

2 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

（1）方法

公募型プロポーザル

（2）理由

本町においては、現在紙媒体により公文書の作成、押印決裁及び文書管理を行っているが、紙による文書管理は、保存スペースの確保、引継ぎ・廃棄処理に費やす時間、廃棄処理の費用、紙の購入費用等の経費負担が多く生じている。また、文書を保存する書庫のスペースがひっ迫している状況である。

このようなことから、本町にとって最適な文書管理システムの構築・導入に向け、専門的見地から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本業務実施に必要となる適性を有する事業者を選定する。

3 プロポーザル参加資格について

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （2） 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- （3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- （4） 国、県、市（町）税等の滞納がないこと。
- （5） 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 参加表明書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の提出書類を期限までに提出すること。期限までに連絡も無く参加表明書を提出しない場合は、提案を受け付けない。

- （1） 提出期限 令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時必着
※受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 提出場所 八雲町役場総務課総務係（担当者：手塚・宮本）
〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町 138
電 話 0137-62-2111（代表）
F A X 0137-62-2120
電子メールアドレス soumu@town.yakumo.lg.jp
- (3) 提出方法 持参・郵送・電子メール
- (4) 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式第1号）／導入実績調書（様式第2号）
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 確認結果 令和6年4月26日（金）までに、参加資格確認結果通知を送付する。

5 プロポーザル等に関する質問の受付及び回答について

プロポーザル及び関係書類に関する質問は、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年4月15日（月）～令和6年5月24日（金）午後5時必着
- (2) 受付場所 4の（2）に同じ。
- (3) 受付方法 質問書（様式第3号）を電子メールにて送付すること。
- (4) 回答方法 電子メールにて回答する。なお、質問及び回答の内容は、町ホームページにて公表する。

6 提案書等の提出について

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 4の（2）に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類 ①企画提案書（様式第4号）
②提案資料（A4任意様式）
③業務処理計画表（任意様式）
④見積書（様式第5号）
⑤機能要件確認表（指定様式）
- (5) 提出部数 1部（正本1部及び電子データ）

7 審査、評価及び選定について

- (1) 審査会の設置
提案書等の審査及び評価は、八雲町文書管理システム導入事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - ① 参加資格があり必要書類を提出した者（以下、「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。日程等の詳細が決まり次第、提案者に通知する。
 - ア) 日時（予定）：令和6年6月10日（月）～11日（火）
 - イ) 会場（予定）：八雲町役場3階議員控室 ※インターネット環境はない

ウ) 参加人数：5名以内

エ) 時間配分：60分（プレゼンテーション40分・質疑応答20分）

② プロジェクター、スクリーン（又は大型モニター）は本町で用意する。プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者で用意すること。

③ プレゼンテーションは、提案書等に基づき時間内で終えるものとし、資料の追加配布は認めない。

(3) 選定基準

審査及び主な評価項目は、次のとおりとする。

評価項目	
①適格性	業務方針、管理体制、導入実績、導入支援、運用保守、安全管理など
②機能等	画面構成、機能性、使用性、アピールポイント、職員負担軽減など
③費用	導入費用、運用保守費用など
④その他	追加提案など

(4) 選定

審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者に選定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉事業者とする。

また、提案者が1事業者のみであった場合は、評価項目合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該事業者を本業務の優先交渉事業者とする。

結果については、令和6年6月13日（木）を目途に、提案者に対し文書で通知する。

(5) 提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は、初期導入費用とシステム利用料60月分を合計した47,100,000円（消費税及び地方消費税抜き）の範囲内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、八雲町文書管理システム導入事業プロポーザルの規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 契約形態

優先交渉事業者との協議による。

8 失格条項等

プロポーザル参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、プロポーザルを無効とする。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(5) 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

(6) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合

- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

9 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は、「辞退書」（様式第6号）により申し出ることとし、提案辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (5) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、八雲町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者に文書等で通知する。

日程	内容
令和6年4月15日（月）	関係書類公表開始日
令和6年4月15日（月）～5月24日（金）	質問受付期間
令和6年4月24日（水）	参加表明書等提出期限
令和6年4月26日（金）	参加資格確認結果通知書送付
令和6年5月24日（金）	企画提案書等提出期限
令和6年6月10日（月）～11日（火）	プレゼンテーション審査
令和6年6月13日（木）	選定結果通知書送付
令和6年6月中旬～下旬	優先交渉事業者との調整
令和6年6月中旬～上旬	契約手続き
令和6年6月中旬～令和7年1月下旬	システム構築委託
令和7年1月下旬	操作研修会
令和7年2月上旬～3月下旬	システム試験運用